三　建物、建物附属設備及び構築物　一の建物、建物附属設備又は構築物の取得価額が百二十万円以上のもの（被合併法人等が当該被合併法人等の特例対象事業年度等の指定期間内に、取得又は建設をして国内にある当該被合併法人等の事業の用に供した建物附属設備（一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該建物附属設備を含む。）

四　ソフトウエア　一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のもの（被合併法人等が当該被合併法人等の特例対象事業年度等の指定期間内に、取得又は製作をして国内にある当該被合併法人等の事業の用に供したソフトウエア（一のソフトウエアの取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウエアを含む。）

6　法第四十二条の十二の五第四項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定（被合併法人等の特例対象事業年度等が連結事業年度である場合には、第三十九条の四十七第五項各号に掲げる規定）とする。

一　法第六十四条第八項（法第六十四条の二第八項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、法第六十五条の七第九項（法第六十五条の八第八項において準用する場合を含む。）又は法第六十七条の四第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定

二　旧租税特別措置法第六十五条の七第九項（旧租税特別措置法第六十五条の八第八項において準用する場合を含む。）の規定

7　法第四十二条の十二の五第四項に規定する政令で定める価額は、同項に規定する特定適格合併等の次の各号に掲げる区分に応じ同項に規定する特定生産性向上設備等の当該各号に定める価額とする。

一　適格合併又は適格分割型分割　当該適格合併又は適格分割型分割に係る法人税法施行令第百二十三条の三第三項に規定する帳簿価額に同令第五十四条第一項第五号イ⑵又はロ⑵に掲げる金額を加算した金額

二　適格分社型分割（法人税法第二条第十二号の十三に規定する適格分社型分割をいう。）、適格現物出資又は適格現物分配　法第四十二条の十二の五第四項の法人における取得価額

8　法第四十二条の十二の五第五項の規定の適用を受けた法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、法第五十二条の三の規定により特別償却準備金として積み立てている金額とみなして、第三十九条の十三第二十三項及び法人税法施行令第二十二条第一項の規定（当該法人の法第四十二条の十二の五第五項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の百十三第二十一項及び同令第百五十五条の八第一項の規定）を適用する。

9　青色申告書を提出する法人が次の各号に掲げるときのいずれにも該当する場合には、当該法人の特定事業年度（特定期間（法第四十二条の十二の五第二項に規定する特定期間をいう。以下この項において同じ。）の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する事業年度をいう。以下この項において同じ。）における同条第七項及び第八項の規定の適用については、同項の規定により同条第七項に規定する税額控除限度額とされる金額は、当該各号に定める金額の合計額とする。

一　指定期間内に特定生産性向上設備等（法第四十二条の十二の五第一項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等（同条第一項に規定する取得等をいう。次号において同じ。）をして、これを特定事業年度のうち特定期間の末日後の期間内に国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき同項の規定の適用を受けないとき　その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の四（建物及び構築物については、百分の二）に相当する金額の合計額

二　特定期間内に特定生産性向上設備等の取得等をして、これを特定事業年度のうち特定期間の末日以前の期間内に国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき法第四十二条の十二の五第一項及び第二項の規定の適用を受けないとき　その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五（建物及び構築物については、百分の三）に相当する金額の合計額

第二十七条の十三第二項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「第四十二条の四の二第四項」を「第四十二条の四の二第五項」に、「第四十二条の六第十項」を「第四十二条の六第十九項」に、「第四十二条の十一第十項」を「第四十二条の十一第十一項」に、「及び第四十二条の十二の四第六項」を「、第四十二条の十二の四第六項及び第四十二条の十二の五第十五項」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十三第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定及び同項各号に掲げる規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十三第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定及び同項各号に掲げる規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「の規定並びに租税特別措置法第四十二条の十三第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定及び同項各号に掲げる規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節の規定」とあるのは「前節の規定並びに租税特別措置法第四十二条の十三第一項の規定及び同項各号に掲げる規定」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「の規定並びに租税特別措置法第四十二条の十三第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定及び同項各号に掲げる規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節の規定」とあるのは「前節の規定並びに租税特別措置法第四十二条の十三第一項の規定及び同項各号に掲げる規定」と、同法第百四十四条の十三第一項の規定及び同項各号に掲げる規定」とする」に改める。

第二十八条の三及び第二十八条の四を削る。

同条を第二十八条の四とする。

第二十八条の次に次の二条を加える。

第二十八条の二　法第四十三条の二第二項に規定する政令で定めるものは、護岸、岸壁及び桟橋とする。

第二十八条の三　削除

第二十八条の五及び第二十八条の六を次のように改める。

第二十八条の五及び第二十八条の六　削除

第二十八条の八の見出しを「（特定信頼性向上設備等の特別償却）」に改める。

第二十八条の九第一項第三号中「国際物流拠点産業集積地域として指定された」を削り、「その指定の日（沖縄振興特別措置法第四十二条第四項の変更により新たに当該国際物流拠点産業集積地域を「沖縄振興特別措置法第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画につき同条第五項の規定による提出のあつた日（同条第八項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域（以下この号において「国際物流拠点産業集積地域」という。）に、「その新たに該当することとなつた」を「当該変更につき同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた」に、「沖縄振興特別措置法第四十二条第四項又は第五項の解除又は変更により当該」を「同条第八項の変更により」に、「その該当しないこととなつた」を「当該変更につき同項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた」に改め、同項第四号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。